

事 務 連 絡
平成21年 2月13日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産養殖鰻、養殖ひらめ及び二枚貝)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、今般、韓国政府から、韓国産養殖鰻、養殖ひらめ及び二枚貝（生カキ及び生カキ以外）に係る証明書について新たな様式が提出されたことから、同事務連絡の別添2の各該当部分を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

なお、証明書様式の変更は、平成20年12月31日に行われており、その前日以前に発行された証明書については、従前の様式であっても差し支えないこととします。